

輸入禁止品に関する農林水産大臣の許可手続実施要綱（平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2441 号農産園芸局長通達）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（輸入許可申請の審査）</p> <p>第 6</p> <p>1（略）</p> <p>2 植物防疫所長は、必要と認める場合には、管理施設が前項の（4）を満たしているかについての<u>現地を訪問して行う調査と同水準が確保されたオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した遠隔調査を含む。</u>以下同じ。）を行い、申請者又は管理責任者に必要事項を質問するものとする。</p> <p>（輸入検査）</p> <p>第 8 植物防疫官は、輸入許可された輸入禁止品について、法第 7 条第 4 項の規定及び第 7 により輸入許可に付された条件に違反しないかどうかについて検査する。</p> <p>ただし、試験地下部、試験種子又は試験生植物については、本項によるほか、「輸入種苗検査要綱」（昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号）第 8 に規定する検査を実施する。</p> <p>（輸入禁止品から分離又は生成された微生物、動物、植物等の輸入許可条件の解除）</p> <p>第 18</p> <p>1～3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）規則別表 2 に掲げる輸入禁止品及び規則別表 2 の 2 に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもの又は輸入禁止対象とする検疫有害植物が付着した植物を使用した試験研究を通じて生成された次世代の植物（種子、塊茎、塊根、茎葉、茎頂等をいう。）であって、</p>	<p>（輸入許可申請の審査）</p> <p>第 6</p> <p>1（略）</p> <p>2 植物防疫所長は、必要と認める場合には、管理施設が前項の（4）を満たしているかについての現地調査を行い、申請者又は管理責任者に必要事項を質問するものとする。</p> <p>（輸入検査）</p> <p>第 8 植物防疫官は、輸入許可された輸入禁止品について、法第 7 条第 4 項の規定及び第 7 により輸入許可に付された条件に違反しないかどうかについて検査する。</p> <p>ただし、試験地下部、試験種子又は試験生植物については、本項によるほか、「輸入種苗検査要綱」（昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号。<u>以下「種苗要綱」という。</u>）第 8 に規定する検査を実施する。</p> <p>（輸入禁止品から分離又は生成された微生物、動物、植物等の輸入許可条件の解除）</p> <p>第 18</p> <p>1～3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）規則別表 2 に掲げる輸入禁止品及び規則別表 2 の 2 に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもの又は輸入禁止対象とする検疫有害植物が付着した植物を使用した試験研究を通じて生成された次世代の植物（種子、塊茎、塊根、茎葉、茎頂等をいう。）であって、</p>

規程第2条第1項第1号に該当するもの。

(5) 前項の植物防疫官による検査の結果、規程第2条第1項第1号に該当するもの。

5・6 (略)

(輸入検査で発見された輸入禁止品の利用)

第21

1～10 (略)

11 植物防疫所長は、前項の調査の結果、5項により付された利用許可条件への違反が認められた場合においては、第11の3項に準じて取り扱うものとする。ただし、利用許可の取消手続を行う場合の通知は、輸入禁止品利用許可指令書(取消)(別記様式19の4)によるものとする。

12～18 (略)

別表9(第18の3項関係)

輸入許可条件の解除に係る検査の方法

区分	対象検査有害動植物	試験研究等の過程で生成された植物の部分	検査方法
規則別表1の2に掲げる植物(栽培の過程で検査を行う必要があるものであって同表に掲げる地域において栽培さ	(略)	(略)	(略)
	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちよう病菌)	<u>生植物(果実を除き、種子を含む。)</u>	全量について、当該植物の生育後期に検査を行って本菌に侵されていないことを確認する。

規程第2条第1号に該当するもの。

(5) 3項の検査の結果、規程第2条第1号に該当するもの。

5・6 (略)

(輸入検査で発見された輸入禁止品の利用)

第21

1～10 (略)

11 植物防疫所長は、前項の調査の結果、5項により付された利用許可条件への違反が認められた場合においては、第11の3項に準じて取り扱うものとし、植物防疫官の立会いについても同様とする。ただし、利用許可の取消手続を行う場合の通知は、輸入禁止品利用許可指令書(取消)(別記様式19の3)によるものとする。

12～18 (略)

別表9(第18の3項関係)

輸入許可条件の解除に係る検査の方法

区分	対象検査有害動植物	試験研究等の過程で生成された植物の部分	検査方法
規則別表1の2に掲げる植物(栽培の過程で検査を行う必要があるものであって同表に掲げる地域において栽培さ	(略)	(略)	(略)
	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちよう病菌)	<u>種子</u>	全量について、 <u>採種用の親植物の生育後期</u> に検査を行って本菌に侵されていないことを確認する。

れていないものに限る。)に対する検査の方法	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
規則別表2の2に掲げる植物(同表に掲げる基準に適合しているものを除く。)に対する検査の方法	(略)	(略)	(略)
<u>Acidovorax citrulli</u> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>Curtobacterium flaccumfaciens</u> pv. <u>flaccumfaciens</u> (インゲンマメ萎ちょう細菌病菌)	<u>生植物(果実を除き、種子を含む。)</u>	全量について、 <u>当該植物</u> の生育後期に検査を行って本細菌に侵されていないことを確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)

注1～2 (略)

注3 上記以外の検疫有害動植物については、輸入種苗検疫要綱(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達)、輸入青果物検疫要綱(昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達)、輸入穀類等検疫要綱(昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達)及び輸入木材検疫要綱(昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達)に記載された検査方法その他適切な検査方法により検査を行って検疫有害動植物に侵されていないことを確認する。

れていないものに限る。)に対する検査の方法	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
規則別表2の2に掲げる植物(同表に掲げる基準に適合しているものを除く。)に対する検査の方法	(略)	(略)	(略)
<u>Acidovorax avenae</u> subsp. <u>citrulli</u> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>Curtobacterium flaccumfaciens</u> pv. <u>flaccumfaciens</u> (インゲンマメ萎ちょう細菌病菌)	<u>種子</u>	全量について、 <u>採種用の親植物</u> の生育後期に検査を行って本細菌に侵されていないことを確認する。	
(略)	(略)	(略)	(略)

注1～2 (略)

注3 上記以外の検疫有害動植物については、輸入種苗検疫要綱(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達)、輸入青果物検疫要綱(昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達)、輸入穀類等検疫要綱(昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達)、輸入木材検疫要綱(昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達)及び特定重要病害虫検疫要綱(昭和53年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕園芸局長通達)に記載された検査方法その他適切な検査方法により検査

を行って検疫有害動植物に侵されていないことを確認する。

別表 10（第 20 の 2 項関係）

検疫有害菌譲受許可申請書の記載留意事項

項目	記載方法
(略)	(略)
11 利用期間及び利用後の処理方法	試験が終了するまでの期間は、6 年以内とすること。利用後における処理方法は、検疫有害菌、使用した器具類等の消毒（廃棄）方法（高圧殺菌、焼却等）を記載すること。
(略)	(略)

別表 10（第 20 の 2 項関係）

検疫有害菌譲受許可申請書の記載留意事項

項目	記載方法
(略)	(略)
11 利用期間及び利用後の処理方法	試験が終了するまでの期間は、6 年以内とすること。利用後における処理方法は、 <u>輸入</u> 検疫有害菌、使用した器具類等の消毒（廃棄）方法（高圧殺菌、焼却等）と記載すること。
(略)	(略)

附 則

この通知は、令和 7 年 6 月 24 日から施行する。ただし、別表 9（注を除く。）に係る改正は同年 12 月 23 日から施行する。